

## フリーマーケットサービスサイトやアプリで商品を購入する場合のトラブル

フリーマーケットサービス（フリマ）サイトやアプリは、手軽に不用品を販売したり、商品を安く手に入れることができるため、非常に便利なツールです。

一方で、フリマサイトやアプリは相手と直接会うことなく取引を行うことから、以下のようなトラブルが見受けられます。

- ・フリマアプリでブランドの靴を購入した。しかし、商品が届き確認したところ、偽ブランド品だった。取引相手に抗議したが応じてくれなかった。
- ・フリマサイトで中古のバッグを購入した。バッグが届いたので見てみると写真で見たものと違い傷だらけだった。
- ・フリマアプリで財布を出品した。買い手が見つかったので商品を送ったが、いつまでたっても代金を支払ってもらえない。



フリマは個人同士の取引であり、トラブルは原則として当事者間で解決することが求められます。

利用する場合は、取引相手とこまめに連絡を取り合うなど、慎重に行いましょう。

## 令和2年度 消費者支援功労者表彰 受賞おめでとうございます！

消費者利益の擁護及び増進を図るために消費者支援活動に顕著な功績のあった個人等を表彰する「消費者支援功労者表彰」において、広島市消費生活審議会及び同審議会消費者安全確保部会委員 室井孝子さんが「内閣府特命担当大臣表彰」を、広島市消費生活センター消費生活相談員 寺本ひとみさんが「ベスト消費者サポーター章」を受賞されました。

室井さんは、平成6年から広島市消費生活センターの消費生活相談員として、消費者被害の救済や未然防止等に奮励し、その翌年には公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）に入会し、同協会の中国支部発足に貢献されました。

広島市消費生活センターを退職後も、公益社団法人広島消費者協会でも消費生活出前講座の講師を受嘱し、消費者行政の推進に尽力されています。

寺本さんは、平成15年4月から、広島市消費生活センターの消費生活相談員として、消費者被害の救済や未然防止等に携わってこられました。

平成27年からは、特定非営利活動法人消費者ネット広島の理事として、事業者の不当行為に対する差し止め請求に係る検討委員会の委員を務める傍ら、高齢者等の見守り研修会の講師として、支援者の養成にも尽力されています。

# 知っ得 なっとく

2020.6  
No.204

## ご注意ください！

～新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質な手口～



### 消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています！



広島市消費生活センター  
TEL082-225-3300

●受付時間／10：00～19：00  
●火曜日と12月29日～1月3日は休み  
（消費生活相談用）



広島市ホームページ  
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

キーワード「消費生活センター」

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

### 消費生活出前講座をご利用ください！

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。

みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか？

- 講師派遣：無料
- 時間：約1～2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

【申込み・お問合せ先】

公益社団法人広島消費者協会  
TEL・FAX 082-225-3320  
受付：午前10時～午後5時（火曜日・日曜日・祝日を除く）

消費者被害に遭わないために

